

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年7月19日 16時00分ごろ
発生場所	長崎県大村市臼島南南東方沖 長崎空港飛行場灯台から真方位110°1.4海里付近 （概位 北緯32°54.0 東経129°56.5）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ひびし} 宏号は、錨泊中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年7月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 宏号、2.0トン 294-17523長崎、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力52.95kW、回転 数毎分3,500、4気筒、ボア84mm、使用燃料軽油、平成5年 4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人及び友人1人を乗せ、錨泊中、船長が帰航する目的で主機を始動しようとした際、セルモータが回転せず、主機が始動しなかった。 船長は、バッテリーの過放電と思い、運航不能と判断して、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、来援した同庁の特殊警備救難艇の職員によりバッテリーの充電が行われたが改善せず、本船は同艇によりえい航された。 主機は、本インシデント後、整備業者が点検したところ、セルモータが作動せず、故障していたことが判明し、セルモータが新替えされた。 船長は、本インシデントの約3か月前に本船を購入した際、購入元手配の整備業者が主機を点検して異状はない旨の説明を受け、また、当日の出港時に主機を始動した際、異状を認めなかったため、本船の使用に支障はないと思っていた。
分析	本船は、錨泊中、セルモータが故障したことから、同モータが回転せず、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>船長は、本インシデントの約3か月前に本船を購入した際、購入元手配の整備業者が主機を点検して異状はないとの説明を受け、また、当日の出港時に主機を始動した際、異状を認めていなかったことから、本船の使用に支障はないと思っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、本インシデントの約3か月前に本船を購入した際、購入元手配の整備業者が主機を点検して異状はないとの説明を受け、また、当日の出港時に主機を始動した際、異状を認めていなかったところ、本船が錨泊中、セルモータが故障したため、同モータが回転せず、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルモータは、定期的に点検及び整備を行い、必要に応じて部品等を交換すること。